

環政第 1073 号
令和 8 年 3 月 10 日

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋 殿

富山県知事 新田 八朗



富山新港地区緩衝緑地の管理の事業に係る費用負担計画について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めることといたしたく、公害防止事業費事業者負担法第 6 条第 1 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(案)

富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）の管理の事業に係る 費用負担計画について

(※下線部は、現行計画と異なる部分)

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）の管理の事業に係る費用負担計画を次のとおり定めるもの

1 公害防止事業の種類

法第2条第2項第1号に規定する緑地の管理の事業

2 費用を負担させる事業者を定める基準

次の各号のいずれにも該当する工場又は事業場を営む事業者

(1) 工場又は事業場の所在する区域

別図に区画した区域

注) この緩衝緑地が公害を防止し、従業員の福利厚生面でも利用されること等、臨海工業地帯と不離一体をなすことから、富山新港周辺の工業専用地域、工業地域及び準工業地域のうち、別図に区画した区域とする。

(2) 工場又は事業場の業種

総務省統計局の[令和6年経済センサス基礎調査](#)に用いた産業分類項目のうち、次の産業分類のいずれかに該当する工場又は事業場

ア 製造業

イ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業

(3) 工場又は事業場の規模等

(1)の区域内において、次のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（電気業を除く。以下「中小企業者」という。）以外の者が営む工場又は事業場であって、敷地面積が100,000平方メートル以上又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設の排出ガス量の合計（以下「排出ガス量の合計」という。）が、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算して毎時10,000立方メートル以上の工場又は事業場

イ 中小企業者が営む工場又は事業場であって、敷地面積が100,000平方メートル以上かつ排出ガス量の合計が、温度が摂氏零度であって圧力が1気圧の状態に換算して毎時10,000立方メートル以上の工場又は事業場

3 公害防止事業費（管理費）の額

各年度における公害防止事業費（管理費）は、次のとおりとする。

令和8年度 42,000千円以内

令和9年度 42,000千円以内

令和10年度 42,000千円以内

4 負担総額及びその算定基礎

(1) 負担総額

各年度における負担総額は、次のとおりとする。

令和8年度 10,500千円以内

令和9年度 10,500千円以内

令和10年度 10,500千円以内

(2) 負担総額の算定基礎

前項の額の4分の1

5 その他

管理に要する費用が物価の変動等により増減を生じた場合は、その増減後の管理に要する費用を公害防止事業費（管理費）の額とするとともに、この公害防止事業費（管理費）の額に前項の負担割合を乗じて算定した額をもって負担総額とする。

別図 工場又は事業場の所在する区域表示図



富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）の管理の事業に係る費用負担計画について

1 県民公園新港の森について

富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）は、新港臨海工業地帯からの公害を防止するとともに、地域住民に緑豊かな憩いの場を提供するため、公害防止事業団（現在：(独)環境再生保全機構）によって建設された。

昭和57年9月に公害防止事業団から県に譲渡されたあと、置県100年を記念して昭和58年4月から県民公園として位置づけられ、広く県民に利用されているところである。

2 費用負担計画について

緩衝緑地の管理運営については、**公害防止事業費事業者負担法**（昭和45年法律第133号）第6条第1項の規定に基づき、環境審議会の意見をきき**費用負担計画**を定め、その事業推進に努めてきたところであり、**指定管理期間にあわせて見直し**を行っている。

今回、現行の費用負担計画が令和7年度末で終了することに伴い、新たに令和8年度以降の計画を定めるものである。

なお、計画期間は、次期指定管理期間と同じ3年（令和8～10年度）とする。

3 管理費上限額及び負担額上限額の算定について～管理費算出の考え方～

単位：千円

前回<令和5～7年度> 実績額				今回<令和8～10年度> 新規設定(案)				備考	
区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)	区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
(経常的 管理費)	指定管理料	34,865	34,865	38,239	指定管理料	36,859	36,714	36,767	債務負担行為済
	修繕工事費 (1,000千円未満)	2,859	2,844	2,859	修繕工事費 (1,000千円未満)	2,973	2,973	2,973	債務負担行為済
	備品購入費 (1,000千円未満)	109	97	110	備品購入費 (1,000千円未満)	114	114	114	債務負担行為済
	小計	37,833	37,806	41,208	小計	39,946	39,801	39,854	
(臨時 的 経 費)	修繕等工事費 (1,000千円以上)	0	0	0	修繕等工事費 (1,000千円以上)	1,000	1,000	1,000	
	備品購入費 (1,000千円以上)	0	0	0	備品購入費 (1,000千円以上)	1,000	1,000	1,000	車両・機械等の故障への対応
合計	37,833	37,806	41,208	合計	41,946	41,801	41,854		
管理費上限 (告示額)	40,000 千円以内	40,000 千円以内	40,000 千円以内	管理費上限 (新規設定額案)	42,000 千円以内	42,000 千円以内	42,000 千円以内	42,000 千円以内	百万円単位に切り上げ
負担額上限 (告示額)	10,000 千円以内	10,000 千円以内	10,000 千円以内	負担額上限 (新規設定額案)	10,500 千円以内	10,500 千円以内	10,500 千円以内	10,500 千円以内	管理費×1/4

<参考：負担割合>

区分	県	高岡市	射水市	企業
管 理 運 営 費	4/8	1/8	1/8	2/8
・経常的経費 ・指定管理料等				
・臨時的経費 ・1,000千円以上、特殊修繕 ・1,000千円以上、特殊備品				
スポーツ施設等改修整備費	10/16	3/16～0	3/16～6/16	—

昭和四十五年法律第百三十三号

公害防止事業費事業者負担法（抜粋）

最終改正：平成23年8月30日

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために事業者によるその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業

二 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

三 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地若しくは農業用施設又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）により土壌が汚染されている土地について実施される客土事業、施設改築事業その他の政令で定める事業

四 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業

五 工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつて第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定めるもの

3 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をいう。

（事業者の負担）

第二条の二 事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。

（費用を負担させる事業者の範囲）

第三条 公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうことが確実と認められる事業者とする。

（事業者の負担総額）

第四条 公害防止事業につき事業者負担させる費用の総額（以下「負担総額」という。）は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの（以下「公害防止事業費」という。）の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。

2 公害防止事業が第二条第二項第一号から第三号まで又は第五号に係る公害防止事業で

ある場合において、その公害防止の機能以外の機能、当該公害防止事業に係る公害の程度、当該公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により前項の額を負担総額とすることが妥当でないとき認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額からこれらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額をもつて負担総額とする。

3 公害防止事業が第二条第二項第四号に係る公害防止事業のうち当該公害防止事業に係る施設を事業者以外の者が利用し、かつ、事業者以外の者の利用の態様との均衡を考慮して第一項の額を負担総額とすることが妥当でないものとして政令で定めるものであるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額から政令で定めるところにより算定する額を減じた額をもつて負担総額とする。

(事業者負担金の額)

第五条 公害防止事業につき各事業者に負担させる負担金(以下「事業者負担金」という。)の額は、各事業者について、公害防止事業の種類に応じて事業活動の規模、公害の原因となる施設の種別及び規模、事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質その他の事項を基準とし、各事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じて、負担総額を配分した額とする。

(費用負担計画)

第六条 施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。

2 前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 公害防止事業の種類

二 費用を負担させる事業者を定める基準

三 公害防止事業費の額

四 負担総額及びその算定基礎

3 前項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種別及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう定めるものとする。

4 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担総額を定める場合において、これらの額のうち当該公害防止事業に係る施設の管理に要する毎年度の費用(以下「管理費」という。)が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用(以下「設置費」という。)と管理費とに区分するものとする。

5 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

第七条 施行者は、次の各号に掲げる事業につき前条第二項第四号の負担総額を定める場合において、第四条第二項の規定を適用して減ずべき額を算定することが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第一項の額に乗じた額を基準として前条第二項第四号の負担総額とすることができるものとする。

一 第二条第二項第一号に係る公害防止事業 四分の一以上二分の一以下の割合

二 第二条第二項第二号に係る公害防止事業

イ たい積物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚でいその他公害の原因となる物質が著しくたい積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合 四分の三以上十分の十以下の割合

ロ イに掲げる場合以外の場合 二分の一以上四分の三以下の割合

三 第二条第二項第三号に係る公害防止事業のうち農用地の客土事業その他の政令で定めるもの(公害の原因となる物質が長期にわたって蓄積された農用地に係るものに限る。) 二分の一以上四分の三以下の割合

四 第二条第二項第五号に係る公害防止事業 政令で定める割合

（定義等）

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの

2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

3 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。

4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

5 この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

6 前項の政令は、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組が促進されるよう十分配慮して定めるものとする。

7 この法律において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

9 この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

10 この法律において「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

11 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改

造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

12 この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

13 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

14 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

15 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

16 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）をいう。

17 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。